

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括>

開催日時 令和3年3月19日(金) 13:02~14:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
川口 延良 副委員長
小村 尚己 委員
樋口 清士 委員
植村 佳史 委員
山中 益敏 委員
西川 均 委員
太田 敦 委員
佐藤 光紀 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事
村井 副知事
末光 副知事
山下 総務部長
前阪 南部東部振興監
杉中 危機管理監
吉田 文化・教育・くらし創造部長
金剛 こども・女性局長
西川 福祉医療部長
石井 医療・介護保険局長
鶴田 医療政策局長
榊田 水循環・森林・景観環境部長
谷垣 産業・観光・雇用振興部長

土屋 観光局長
杉山 食と農の振興部長
松本 県土マネジメント部長
濱本 政策統括官
岡野 地域デザイン推進局長
青山 水道局長
吉田 教育長
大橋 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議事 2月定例県議会提出議案について

《令和3年度議案》

- 議第 1号 令和3年度奈良県一般会計予算
- 議第 2号 令和3年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算
- 議第 3号 令和3年度奈良県営競輪事業費特別会計予算
- 議第 4号 令和3年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算
- 議第 5号 令和3年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 議第 6号 令和3年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算
- 議第 7号 令和3年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算
- 議第 8号 令和3年度奈良県証紙収入特別会計予算
- 議第 9号 令和3年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 議第 10号 令和3年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算
- 議第 11号 令和3年度奈良県公債管理特別会計予算
- 議第 12号 令和3年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算
- 議第 13号 令和3年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計
予算
- 議第 14号 令和3年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算
- 議第 15号 令和3年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算
- 議第 16号 令和3年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

《令和2年度議案》

議第104号 令和2年度奈良県一般会計補正予算（第8号）

議第105号 令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

議第112号 令和2年度奈良県一般会計補正予算（第9号）

議第113号 令和2年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正
予算（第2号）

議第114号 令和2年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会
計補正予算（第1号）

議第115号 令和2年度奈良県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議第116号 令和2年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計
補正予算（第2号）

議第117号 令和2年度奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3
号）

報第 35号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につい
て

令和2年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第1号）

＜会議の経過＞

○中村委員長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日は総括審査を行います。質問等があればお願いします。

○佐藤委員 令和元年6月議会の一般質問において、道路舗装の維持管理について、事後保全型から予防保全型に転換すべきであり、奈良県においても他府県で導入されつつある舗装維持管理計画を検討すべきであるとお伝えしました。

今回の予算審査特別委員会において、停止線や横断歩道などの道路標示のラインについて予算状況、事業実施状況などを審査しました。道路舗装等の維持管理計画がないために、事後保全型の維持管理からどうしても脱却できず、例年、予算は増額されてはいるものの、地域の要望を上回ることはなく、果たして効率的に対応できているのか、予算額だけでは判断できない状況となってきたと考えています。

本県においても、県管理道路について維持管理を効率的に進めていくことが重要だと思いますが、特に舗装や道路標示についてどのように修繕等を進めていくのか知事のご所見をお聞かせください。

○荒井知事 維持管理、メンテナンスを予防保全するという大変斬新な考え方だと思います。予防保全ができるのだったら、それは計画に結び付けるべきということになるのですが、予防保全というのは割と難しい概念だと思います。建設は計画的にできるけれども、保全は事前にできるのかという基本的な課題がある中でのご質問のように私は受け止めています。大変重要な論点だとは思いますが。

メンテナンスはどのようにすれば効率的なのか。これはあらゆるところでやって、例えば道路と割と単純なことでおっしゃったのですけれども、航空機の予防保全、その安全は時間が来ればとにかく替える。壊れていたら替えるのではなく、時間が来れば替えるというのが1つのパターンです。道路は、5年したら壊れてなくても補修するかというのがその考え方に連なるのです。これが実は効率的かどうかは論点に入っている。少し壊れかけたら補修する、早めの補修をするのか、壊れてなくても補修するのかというのはすごく大きなポイントです。

今はインフラについては、予防保全ということはそんなにないと私は思っています。機械については、特に航空機のように落ちると困るものは、5時間たてば替えるという保全の仕方ですが、道路の補修ということでは、いい論点ですが、予防保全という言葉で適用できるのかと頭をめぐらせました。正直にそんな反応です。

大事な点はこれから検討しよと、予防保全の本質的なことについてはそのように受け取らせていただきました。しかし、道路は壊れたり、壊れかけているのにほったらかしだというのが一番大きな意見なのです。そのときに、補修の体制を迅速にするとか、特に国道168号や南部のほうで山が崩れて道路が埋まる。これは典型的で、よく山が崩れますから、慣れているので、すぐに行って割と早く対応できています。

普通崩れないところにダンプがたくさん来て、どうもクラックがあったと。ごぼっと穴が空くと危険なので、事前に穴が空く兆候を捉えることがメンテナンスのすごく大事な点だと思います。時間で兆候が出るのかというと、同じ道路でも穴が空くところとそうでないところがあり、この区間を5年たったら全部替えるかということ、ここだけというわけにいかないから、私は必ずしも効率的にならないのではという感じがするのです。

兆候があれば替えるというように察知できればいいのですけれども、インフラというのは難しく、壊れそうなところが壊れなくて、全然大丈夫そうに見えるところが壊れるということが割と多いものですから、通常の知恵ですけれども、少し壊れたらとにかく小まめに修理するということが補修する上で大事かと思っています。

補修の考えのもう一つの分野は、点検があると思います。道路の損壊は危ないのですが、トンネルの崩れも人が死んでしまうので危ないのです。点検は定期的にするという考え方が定着しています。定期点検を小まめに徹底というのが1つ大きな考え方だと思います。

計画でここをこのように順番に補修していくとなると、建設とは少し違うと思います。点検は計画的にという方針をきちんと立てなさいよというように受け取らせていただきたい。そのようなご質問を受けての取りあえぬの反応ですけれども、予防保全という非常に革新的な大事な概念が含まれていますので、可能かどうか、どのようにすれば可能になるのかということも含めて検討したいという気持ちです。

○佐藤委員 その点に関しては知事お述べのとおりだと思います。予防保全という目標に対してどのようなアプローチをかけるのか。現状を申し上げますと、県管理道路の整備率、歩道整備率が全国でも低位の状況です。維持管理においても課題がたくさんあると思いますし、知事お述べのようにこれを導入するのは非常に難しいというのが現状だと思います。

さらに、データの取りにくい停止線や横断歩道など道路標示がスタッドレスタイヤの普及、透水性舗装の拡大、寒暖差による劣化とこれに輪をかけている状況です。最初に県警察の道路標示についても確認しましたら、やはり予算を倍額にしても要望に追いつかないという状況です。

感覚的なところはすごく大事だと思うのですが、ふだん知事が生活をされていて路面状況、また道路標識等も含めて見ていただいている中で、どのようにお感じになられていますでしょうか。消えている箇所が多いとか、ここはやらないといけないという感覚はありますか。

○荒井知事 インフラについて、北部と南部、あるいは頻繁なところとそうでないところとありますので、総じて道路ということに限りますと、奈良県の道路の街路、歩道の環境は十分ではないと。補修率が低い以前に整備率が低いほうが今、大事な点と思っています。

しかし、あるものは大事に使おうということも大事です。道路がきちんとしているかというのは、補修が少ないというより整備がまだ至っていないという感覚のほうが目につくのではないかと、私自身もそう思っています。

街路、歩道がきちんとしてできているかどうか、これは客観的な指標があるのです。道路の整備率、例えば歩道がきちんとしてできている道路の割合は、奈良県は割と低いのです。原因としては、側道が買えないとか、ほとんど土地取得に尽きるのではないかと、私はずっと関心を持っている分野ですので、そのように見えています。地面を売ってくれたら、きちん

と道路を造るよとまではっきり言うときちんとした道路ができる。

よく予算をつけるのが少ない、手を抜いているのか、このような目を向けられるのですが、私は奈良県の道路の整備率が低いのは、用地取得の困難に尽きるといつも申し上げているのですけれども、感想とおっしゃいましたら、そのようにお答え申し上げたいと思います。

○佐藤委員 今あるものをどのように維持管理していくのか、効率性を考えないといけませんし、要望が次から次へと出てきている中で、予算を増やしてもそれに追いついていない。知事おっしゃったように、維持管理計画を入れて定期的にこれを補修していくということも検討課題であると思います。

そして、そこに至るまでに、現状、アンテナを張らないといけないと思っており、今回の予算で「みんなで・守ロード」という取組があり、沿道の方に道路の維持管理、植栽の管理とか草刈りなど道路の脇の部分についてご協力いただいています。

ただ、これからは沿道の方にもご協力いただいて通報していただくと。実際に奈良市で道路損傷等通報システムが導入され、効率的なメンテナンスが行われるようになってきていますので、そのような組合せで今後、効率的に実施していく必要があると考えているのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○荒井知事 今あるものを守ろうと思って、道路をきれいに安全にさせていただく方は、もっと道路をグレードアップできないかと必ず思われます。奈良県の人はこのようなものと諦めているのです。だから今あるものを大事に使うという見上げたお考えですけれども、実は我々為政者としては、道路の整備が実は遅れているのですよと。道を守っている方は、道が細くなっているところの近所の人に、あそこを譲ってくれたら道が良くなるのにと思っても文句を言いに行かれません。奈良のいいところか悪いところか私は分からないですけれども、きちんと道路を広げたらきれいに物すごく良くなると私は思うのです。

今あるものを大事に使うことは大事ですけれども、きちんとつくっておけばもっと良くなる、それはあの家がもう少しセットバックしてくれないからだという発想をされないのは奈良県の特徴だと、繰り返しになりますが強く思います。

○佐藤委員 話が用地取得のほうに行きかけているので、今あるものという話をさせていただきました。実際に予算の事業内容としては非常にいいものが入っているのですけれども、果たして効率的に地元住民の要望に応え切れているのか、そのようなことを考えさせられる予算審査特別委員会だったと思っています。

予防という観点がこれに加わって、様々な取組を効率的に進めることによって、初めてその効果が出てくると感じています。意見の取りまとめも必要だと思いますので、6月議会での私の質問に回させていただきたいと思います。

2つ目は観光バス戦略についてです。県は平成31年に奈良公園周辺に観光バスで来られた観光客をお迎えする奈良公園バスターミナルをオープンさせました。また、今後も令和4年に公共交通機関ではアクセスしづらい場所に、なら歴史芸術文化村を開村させるほか、観光バスで来られることを想定した中町道の駅の整備やこれらに関連した平城宮跡南側整備を進めようとしている状況です。

コロナ禍以前は、本県においても観光バスを利用してこられる観光客、つまり修学旅行者、ツアー客、インバウンドなど多く見受けられました。施設の担当課では、各施設における対応策をそれぞれに考えておられますが、県全体で観光バスを利用する観光客向けの誘客戦略、言うなれば観光バス戦略が観光交通を考えていく上でも必要になると考えていますが、知事の所見をお伺いします。

○荒井知事 奈良の観光ということ言えば、観光地の見ものが点在しているのです。その奥にもあるからというような状況です。一言で言えば、域内移動環境が相当悪いのです。それをどのようにつなぐのか、アクセスということです。観光バスで来られる方もいるし、マイカーで来られる方も多い。あるいは路線バスで乗り継いで来られる方もおり、それぞれ味があります。歩く方も多いし、自転車も多い。あらゆる手段でアクセスを良くするべきだと思います。域内の交通環境を良くするというのは、奈良県観光の大きな課題です。観光バスだけではないということをもっと申し上げているわけです。

域内の点在している観光、便利なアクセスをどうつくるかを課題としてまず捉えさせていただきたい。インフラの道路が細かったりということもありますけれども、例えば移動手段として歩いてという人はめったにおられない。自転車やマイカー、乗合バスにしる、何か移動手段がありますから、駐車場が必ず要るのです。

今の奈良の観光地の状況だと、長谷寺が一番いい例ですけれども、駐車場がないので大変なのです。アクセス環境からいえば相当条件の悪い長谷寺の観光。歩かせて、そこでお金を使わそうという参道観光が今まで、はやっていた。それがだんだん高齢になってくると早く上に行って楽に行き来したい。

観光バスもいい観光バスは目的地に直行して、あまりお金を使わないでお帰りなさいというバスです。案内されるところがなじみの土産物屋というのが観光バスの世界中の鉄則

ですが、そういうのはあまりいい観光バスではない。いいところに行って、ゆっくりと滞在してお金も使っていただいて、気分良くお帰りくださいという観光バスに仕立てていかなければいけないと思います。

そうしますと、駐車環境は目的地と駐車場とが離れていると、少しでも歩かないといかない、奈良公園バスターミナルと春日大社のバスターミナルは違う。平面ですけれども、こちらのほうが早いだけでも、奥まで行ってしまふ、あるいは奥まで運転手が行ってしまう、このケースではなかなか制御できない。長谷寺でもなかなか制御できないという状況です。

観光バスは自由ですから、案内と駐車と効率的な滞在をどう組み合わせるかは、地域の知恵ということになるのですが、理想的な例で言えば、貸切り観光バスだけではなくマイカーも多いので、A観光地に行くには、A観光地の表示ではなく、駐車場の道案内がある。まず駐車して、そこに駐車したらどこをどう歩いて行けるかという二次交通でありますけれども、二次交通を楽に行けるように、長谷寺の例を取ってみれば、自動運転の路面バスで長谷寺の上まで行ける。ここであれば奈良公園バスターミナルから大仏殿まで小さなバスの乗り合いで行ける、このような観光地が望ましい。だんだんそうなっているところですよ。

観光バスは団体が形成されないと観光バスにならないのですが、寄り合いでこの辺りに行って自由に帰ってくる乗合観光バスというの、はやってくる。そのためにもそういうしつらえが要りますが、奈良県はなかなかないのです。俺のところには寄せようという業界ばかりだから、前で降ろしたらいいのか、奥で降ろすのか、そこから争いがあります。三輪神社もそうだけれども、どこで駐車してもらうのかは、商売人にとって大きなことということですよ。

長くなりますが、観光バスと一言でおっしゃられても、駐車場の場所から大変なのですよということを言っているにすぎませんけれども、どのように気分良く滞在してもらえるかを官も民も一緒に考えられたらと思っていると申し上げれば手っ取り早かったかもしれません。

○佐藤委員 観光交通と広げてしまうと、様々な要素がありますので、今回は観光バスという点でお聞きしています。

知事の答弁を聞いて、私も反対に思うことがあり、大阪府、京都府と比べて交通という点で大きな差は、公共交通機関がそのまま観光交通機関に最大転用できることだと思います。

す。奈良県においては、公共交通機関は住民の移動という色合いが強く、観光交通機関としての転用は限定的であると思います。故に観光交通を軸として、誘客の促進を図るためにも、観光バスをどのように提起していくのかを整理する必要があるとは思っています。

例えば奈良公園バスターミナルですが、果たしてバスターミナル機能を持っているのか。降ろして離れたところに停めに行く、その場所も問題となりましたし、システムもどうだったかという問題もありました。幸いに今、計画が進んでいるのが、バスの受入れ先を平城宮跡南側、たまたま積水化学工業(株)から奈良県に売ってもらった結果、そこを使うことが後づけ的に決まりました。これに対し、立地条件の違う、用途も違う、様々な条件が違う中で、各施設が最初に軸となる方針が必要なのではないかと思っているのですが、京都府、大阪府と近場の観光地と比べて奈良県の特徴を生かしていくためには、点在する施設をつなげていく、その発想が必要だと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○荒井知事 勉強したいと思います。

○佐藤委員 今、幸か不幸か、コロナ禍でひとと時の間が生じています。リカバリーすべき千載一遇のチャンスであると思いますので、この時期に考えるべき事項だと思います。各施設がこれから予算を運用されていくと思いますが、それができて初めて、発展していくと思います。

最後は要望です。以前よりデジタル戦略については、次の定例会の質問で申し上げるとお伝えさせていただいておりましたが、事は急を要しますので一言申し上げます。

地域デジタル化に向けたIT技術者の確保についてです。県では地域のデジタル化を進めていくこととしており、今後、県職員のデジタル技術の向上が必要になってくると思います。また、専門性のある職員が少ない県内の特に規模の小さい市町村への技術的支援の必要性も出てくると思います。そのときに基幹ITシステムの開発・整備、セキュリティ対策、運用監視、さらには配線工事等の専門的な知識を有するIT技術者が庁内にいるのといないのでは、随分と全体的なスキルのレベルにも差が出てくるのが想定されます。

さらには昨今の状況を鑑みると、全国的にもデジタル化を進めていますので、このようなIT技術者は今後、自治体間でも争奪戦になるというか既に始まっています。地域のデジタル化に向けて、県においてもIT技術者を早期に確保し、県庁IT環境の整備や職員のITスキルアップ、市町村におけるデジタル化の技術的な支援に活用すべきと考えています。

繰り返し申し上げますが、物は買えば、システムは導入すれば、状況は明日にでも改善できると思いますが、こと人の問題となればそうはいきませんので、よろしく願いいたします。

○太田委員 私からは国民健康保険制度の運営方針の見直しについて、1点質問させていただきます。

今回、収納対策の強化が改めて示されているところです。この中には保険料の長期の分納を認めないことなども含まれており、実際には払いたくても払えない、払う意思があつて分納で頑張っておられる例も私も実際に直面しているところです。

それも今回の運営方針では認めないという厳しいことになると、取立てが強硬になるのではないかという不安があります。これまでコロナ禍で短期証をやめて保険証をいつでも使えるようにするという努力も現場ではされているところですが、今般の国民健康保険の運営方針の見直しは、収納対策マニュアルの策定により、保険料を滞納した場合に市町村にタイヤロックの実施などによる差押えを押しつけているのではないか、低所得者の生活を脅かすものになるのではないかという不安がありますけれども、知事の所見を伺いたいと思います。

○荒井知事 保険の負担の考え方は2つあります。負担力のある方に払ってもらうという負担力主義と、受益を受けた方に払ってもらう応益主義というのがありますけれども、保険は負担力主義のほうが望ましいという設計をされています。負担のある人は、私は健康で金持ちだけれども、こんなに保険料を取られると嘆かれますが、そのような設計になっているから仕方がないし、それは公平な保険だと私は思います。

その中でお金があるのに保険料を払わない方は悪人です。負担力があるのに払わない方は駄目だと、そのような保険の思想の中では、駄目な人は摘発しないといけない対象なのです。そのときにどういうやり方をするのか。負担力があるのに保険料を払わず高級自動車に乗っているケースがあるわけです。そのような人には車は止めてもらう手段があるというのが今回の望んでいるところです。負担力のない人に払ってもらうという思想は、日本の保険ではあまりないです。

そのようなことを許していると、保険料を払っている人がばかばかしく思う。これでは保険の根幹が崩れてしまう、それをよくご理解ください。いつもかわいそうとおっしゃいますが、かわいそうでない人から取ろうということですから。それは肝に銘じています。それはやっているとよく分かるわけです。

奈良県はケースによって払ってもらおうということになるのですが、総じて言えば、保険料を払わない人は税金も払わないという人が多く、徴税率は全国一番低いほうです。ところが、現金の預金額は全国1位なのです。どうして奈良県はそういうことが起こるのか。あまり奈良県の情報には伝わらないから反発はないのだけれども、所帯の貯金額は全国1位で東京よりも高く、徴税率は全国一低い。どういう県だと、私から見るとそう思います。

健康保険も負担力があるのに払っていない人もおられる。負担力があるのに公営住宅に入って高級乗用車を駐車させる人がいる。ほかから見ると、役人は怖いから取りに行かないのだと思っておられる。

市町村はどやされるからそういうところに取りに行かないのです。県は取りに行こうとしているのでそれを牽制されることはないと思います。そういうことを牽制されているわけではないと理解しないと、この世の中、逆になりますから。かわいそうな人から取ろうという考えは全くありませんので、ご理解ください。

○太田委員 私たちも払う能力のある方については、その分は負担していただく応能負担という考え方はそうだなと思うのですが、今回のマニュアルは知事が今、ターゲットにされている、いわゆる高級外車に乗っているけれども、保険料を払わないという下で作られたこのマニュアルが、例えば分納も原則は1年以内とか、あと短期証も原則1か月ということにくられてしまうと、本当に困っている方もこの中に含まれるのではないかと心配が非常にあります。そのような方々が本当に安心して医療を受けることができるような状況をつくっていくことが必要だと考えますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○荒井知事 払えるのに払わない人がいることこそ、医療を受けられる制度が悪くなる元ですから、それは絶対見逃してはいけない。もし医療を受けるのを阻止するなら、自動車を押さえるのではなく、医療へのアクセスを止めますという方がより厳しい。あなたは負担金を払っていないから医療は駄目ですという方が厳しいのです。なるべくそういうことをしないで、自動車を担保にするという考え方が世の中にありますので、担保があるので押さえようという手段にしようということ。ぜひ賛成してください。医療のアクセスを止めるほうが厳しいのでそういうことはないようにと思っています。

もし払えないのに徴収に来られてお手上げだという人がいれば、どうぞご紹介ください。救いに行きます。あの車はあなたのものではないですか、どうして保険料を払わないでガソリン代を払っているのですかということもケースバイケースでやっていきたいと思いま

す。太田委員、抽象的では駄目なのです。

○太田委員 私も実際に分納の相談を受けることもあります。例えばコロナで失業をして払えない、あるいは会社を途中で辞めてしまって、分納でも払えないというケースがあり、その時々、本当に相談に乗らせていただいているところです。

国民健康保険は、奈良県の運営方針の中でもセーフティーネットとしての公的医療保険制度であって、国民皆保険制度のとりでともされていると記されています。国民健康保険の現状は被保険者の構成年齢が高くて、医療費の水準が高い、低所得者の被保険者が多く、小規模な保険者が多数存在し、財政が不安定となりやすいなど、国民健康保険固有の構造的な課題を抱えていると、今の奈良県の国民健康保険制度の状況を分析されています。国民健康保険制度はこのような構造的に大きな課題を抱えているのではないかと考えているところです。その点で知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○荒井知事 抽象的におっしゃらないで、困られた方があればどうぞ連れてきてください。私のところに相談に来るのですけれども、皆さんのところには行っていないのですかということですから。どうぞ私はこんなに困っているのですよ、その救済の道はあるのですよ、だからそういうようにしていただくというのが議員のお務めです。その上でこの制度はどこが悪いのかを議論しようではないですか。私はそもそも悪い制度ではないと思います。所得の低い人を保険で救おうと、国の税金が随分入っている制度ですから。アメリカのように全部自前でやれよというのが保険の典型ですけれども、日本の保険は所得の低い人も皆保険にしようということから国費が随分入っています。その運用が悪くて払えない人もいじめているのかということですが、それは生活保護、生活扶助の話ですから。生活扶助の適用がされていないのではないですかというような相談はしていますので、制度が悪いという以前に、それを救う道はないのか。ぜひその方をお連れください。

○太田委員 実際に国民健康保険の収納対策マニュアルが昨年4月から既に始まっており、その中でも短期証は1か月、それから分納は原則1年ということがうたわれていまして、今回、改めてその運営方針が示されたところです。実際に現場ではどうなのかお聞きしましたら、例えば半年とか3か月の短期証、あるいは2年の分納と、いろいろご苦労されながら対応しているということですので、運営方針の中で、短期証が原則1か月、分納が原則1年以内というところは、柔軟に対応していただきたいと思っています。

全国知事会でも国民健康保険に構造的な課題があるということで、1兆円の公費の投入が必要だという要望もされていると思います。しかし、国が3,400億円の財政支援に

とどめている中でこのような問題が起こっていると私は認識していますので、引き続きこの問題について、取り上げていきたいと思えます。

○猪奥委員 私からは1点、県の職員の倫理規程についてお伺いします。今、内閣広報官が総務官僚時代に菅総理大臣の息子さんから接待を受けていたという問題に端を発し、総務省を中心とする接待問題が連日大きく報道されています。健康上の問題ということで、広報官の辞任、総務省の審議官、国際戦略局長等の処分へと広がりを見せていますが、彼らが違反をしたのは国家公務員法であったり、国家公務員倫理法とそれに基づく倫理規程で、供応接待や割り勘であったとしても、旅行やゴルフなどが禁止されており、人事院によってどういった人たちが利害関係者に当たるかということも細かく規定されています。

国家公務員に当たっては、利害関係者との関係について厳格かつ詳細に規定がされていますが、一方で地方自治体の公務員には法での縛りはありません。国家公務員と地方公務員との倫理に基本的な取扱いの差を設けることは意味がないと思えますし、日常的に民間事業者と接することは、どちらかというとな国家公務員より地方公務員のほうが多いのではないかと思えます。国よりも規制の必要が恐らく高いのではないかと思えます。

法での規定がないので、それぞれの自治体で規制については工夫がされているところですが、部局別審査のときに千葉県の調査について例を挙げましたが、奈良県を含む13の府県で規程がなく、そのほかの34の道府県で条例や規則などで職員倫理についての規制が設けられているということです。公共事業の発注や物品納品、契約、様々な委託契約、許認可、補助金交付、県政に対する県民の信頼を確保するためには、県の職員が遵守すべき倫理に関する事項を条例や規則によって定めるべきだと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○荒井知事 利害関係者との接触ということですが、公務の立場にある者の利害関係者との接触として中央のケースをおっしゃいましたが、便宜を図ったりするとこれは法に抵触するわけです。そのように法の裁きはあると思っています。それに至らない、接触している疑いがある、おごってもらった疑いがある、これも抑制しないといけない対象であると思えます。

法以前の倫理ということになるのですけれども、倫理という前にマナーということにもなると思えます。それを守ってもらうのにどのようなやり方がいいのか、守ってもらう仕方の話だと思えます。そのときに守るべき看板を出してやっていますよというやり方と、一々小まめに注意、どちらが効くのかということになります。小まめに注意か、規範を書

いて、うちは守らせていますよという方法か、それは実例によると思います。

猪奥委員のご質問があった機会に職員が調べたのですが、私が就任してから奈良県は職務違反の事例がないのです。これはありがたいこと、うれしいことと思っています。

どうしてないのか、ないから安心していいというものでもありませんので、国やほかのところはこうやっているからというのではなく、奈良県は悪い人がいないかというところは思えないかもしれませんので、一生懸命守っていると思います。

そのときにほかの規範もそうなのですから、奈良県の流儀は大きくばしっと言って飾っておくよりも小まめに注意しようというやり方なのです。猪奥委員はきちんとばしっとしろよというお考えだと思うのですけれども、小まめに注意してだめだったら、そういうこともまた考えないといけないと私は思います。

今、そのような事例が幸いに発生していませんので、そのこと自身はうれしく、誇らしく思う次第ですけれども、これは公務も公職も受けるほうとしては同じ立場で、私的な利益をなるべく反映させてはいけない。公務であれば私的な利益を実現させると法に抵触する。これは言わないまでもそうです。そのためにはマナーをきちんとしましょうと小まめに言うほうが効くのではないかという感じがしますので、そのような心配なケースが出てきましたら、いろいろとやり方を考えていきたい。今のやり方でいいのではないかと考えています。

○猪奥委員 今のやり方で罰せられるようなケースが知事ご就任以降なかったということで、非常にそれは喜ばしいことだと思います。

利害関係者から供応接待を受ける、これは完全にNGですけれども、利害関係者ではない方から供応接待を受けたり、供応接待ではなかったとしても、ここで飲食しているのに5,000円で済むはずない、1万円で済むはずないというルールを設けていただかないと、後で例えば県の調査が必要になったときに遡りようがないと思うので、私はルールが必要だと思う点が1点と、もう1点はこうした公務員に関する接待の問題が何年かごとに大きな問題として波のように上がってきますが、そのたびにこのような課題が出てくると、公務員側も本当は民間事業者ともっと密に連携を取ったほうがいいのに萎縮してしまって、一緒に食事を取る機会であったり、疑わしいと思われるものに関して萎縮してしまうケースが出てしまうのではないかと私自身は思っています。

現に千葉県が調べたケースで、ヒアリングして良かった点を聞いていただきましたけれども、職員が事業者等の交流及び交際を図ることができる環境の構築、この構造に実はつ

ながったという点が良かった点の1つとして上げられています。こういったプラスの点に対して知事はどう考えているのかお聞かせください。

○荒井知事 接触で有益な情報があると思います。飲食は伴わなくても接触があれば、いい人という情報こそがごちそうです。中央に陳情に行ったときごちそうは情報なのです。新しい知恵がどんどん中央で生まれています。

今の民主主義だとこのような場でもいい知恵を頂いていると考えて、議場こそ知恵を頂く場所だと、最近つくづくよくそのように思います。議員の皆様もよく勉強されているから、いい知恵が来るようになってきたと、僭越ですが職員にもそのようなことを言って、議場を大事にするようにと私も心がけています。

代表制ですので、民間にいろいろある知恵をすくって持ってきていただくことが代表の皆様のお職のお役目と心がけて、その知恵を大事にしようと。これは民主主義の基本だと思っています。それぞれ考え方のバラエティはあって、右に行く知恵、本当は真ん中に行きたいけれども左という知恵があります。それは民主主義だから。その選択はこちらでさせていただくにしろ、いろいろ、雑多なアイデアこそ知恵の元と考えています。

それと、個別に接触される方が、俺の知恵だけれども俺のための知恵だと、こうおっしゃる方が結構多いのです。それは用心しないといけない。世の中を良くするための知恵ですかといつもそのような失礼な言い方をして聞いています。これこそ世の中を良くするための知恵。そのためには接触にどのようなことを心がけないといけないか。

県職員や私が聞きに行くと、学者でも結構すごいことを教えていただける。積極的にこちらから接触して、知恵の元に聞く、菩薩に聞くということでもあります。菩薩に知恵を授かるというような積極的アプローチがいいかと思います。寄ってくる人は何か魂胆があるのではないかと思ったほうがいいとおっしゃっている面もあろうかかと思っています。たまたまいい知恵が入っていても、悪い毒も入っているかもしれないというのはよくあるケースですが、なかなかその場では分からない。最初から排除できないし、後であの人はなんか魂胆があって接触したと分かって、ひどい目に遭ったというのが今の中央でも地方でもあるかもしれないケースです。

もう一つ相対的に言うと、日本の公務というのはそのような悪い接待はごく少ないと会計検査院など監査機関の方から聞きました。戦後、貧乏なとき随分汚職があったのですが、それでも公務の汚職が少ない。今、世界中、国の名前を挙げるといけないですが、国々の公務犯罪が随分ある中で、日本は非常に少なく、いい国だと私は思っています

が、それにしてもそのようなことはめったにないようにしないとイケないと思うところがあります。

そのようなマナーという点もあるし、犯罪という、そのようなことも頭に入れて、しかし閉塞的になると知恵が来ないから、頭の皿を上にして議場に持っていくように、いい知恵をくださいとお願いを重ねてしたいと思っています。奈良県議会の議論は大変生産的で、いい知恵がどんどん出るようになってきていると思いますので、その点は感謝しています。そのような風潮が続くようにと願っています。

○猪奥委員 大もとのルールがあることによって細かな規則などもつくっていくことができるかと私は感じています。先ほど自ら寄ってくるのは怪しい人が多いというお話をされましたけれども、福井県で大きな事件が起きたのがその最たるものの1つではと思います。

原子力発電所の立地を巡って大きな収賄と呼べる事件がありましたけれども、後で調べていくと、福井県の職員も100名を超える方が元助役から金品を受け取っていたことが明らかになったという新聞報道を改めて拝見しました。調査された対象者が300人余りということですから、3分の1もの職員がいろいろと受け取っており、うち20名余りが処分の対象になったということですが、それも厳格なルールが県にないからお断りすることができなかったということが振り返りとして書かれていました。

ルールを設定していただくことによって、逆に県の職員を守ることに繋がっていくと思いますし、千葉県の例を拝見しますと、逐条解説もあり、そこにはこれはこうということとをかなり丁寧に書いています。結婚式に出席したときのお祝い金がどれぐらいだったら報告をしないといけないとか、利害関係者からだったらこうしなさいと報告義務もセットでかなり細かく規定されている条例も昨今見受けられます。

明確にすることで、自分が何をしてもいいのか、したらだめなのかという判断基準を持つことは、全部自分自身の責任に帰結することではなく、ルールが設けられていることによって、より県民のために働いていただける土壌もつくられることになるのではないかと私自身は考えています。昨今、特にまた盛り上がってきているテーマでもあります。今はしないというご発言だったので、これ以上言ってもしませんがと言われるだけなのでしょうけれども、引き続きご検討いただくことをお願い申し上げまして終わります。

○阪口委員 質問は1点です。県立大学が設置を予定している工学系新学部について知事はどのようなことを期待しているのか伺います。

○荒井知事 県立大学の工学部は、今年の11月議会で設置を認めていただきました。感

謝申し上げます。工学部の学部が国立も私立も含めて奈良県に1学部もないのが不思議だと思っていて、早稲田大学には理工学部が3つあるので、4つ目を奈良県につくってくれませんか、今の田中学長にも陳情に行きました。だけれども音沙汰がないのです。なかなか難しい。そんなに大きい理工学部じゃなくても、理工学部が一つもないから、数年前からそのようなことをしていましたところ、県立大学が第2学部をつくりたいと言ってきて、工学部ではない学部の名前だったので工学部にしてくださいと言って、了解を得て大学の学長とそれでやろうと、議会に認めていただいたというのが設置をお願いした経緯です。

これからどのようにつくるのかということになりますが、1つは役に立つ教育機関として、今の時代に役に立つ人材を育てたいと思います。理工学部といっても昔の細かい電子工学や土木、機械と分けるのではなく、もう少しゼネラルなソリューション能力といえますか、企業でも地域でも解決能力のある人を育てたいと思います。

どのようにすればいいのか、なかなか難しいですけれども、教育カリキュラムの話になりますが、基本的な自然科学の知識が要ると有識者にいろいろ聞き回るとそのようにおっしゃいます。基本的な分野というのは機電土化というらしいのですが、機械、電気、土木、化学というようなのが基本講座で、それを深くではなしに、基本的な知識としてまず持たせたらどうかと京都大学の総長が言っておられました。

それと科学的、論理的な思考ができるということ。そうしますと、佐藤委員がおっしゃったデジタル化につながるのです。デジタル力を使ってソリューション力をつける人材ができたと思います。これはこれからですけれども、できればそのような教員を集めないといけない。外国人の優秀なカリスマ的な先生が来てくれないかなと思って探し始めています。ぜひそのような先生がおられたらご紹介したいと思うところです。

もう一つは、王寺工業高等学校とか青翔高等学校など優秀な工業高校が奈良県にあるのですけれども、それとの接続というのは十分あると思います。あるいは奈良工業高等専門学校もありますので、周りの工業系の学校との接続、例えば県立の工業高校からの推薦ということも考えたいと思っています。

もう一つは、卒業した人が産業界、一般で役立って、県外に行かれたら困りますので、地域の産業界に就職する道を大学時代からつくっていきたいと思います。そのように思いますと、工学部は産業界とのアクセスの身近なところに置いたほうがいいのではないかと思います、大和平野中央プロジェクトのアクセスのいいところに置きたいと思っています。

そのような県の新しい施設をつくりたいと言うと、農地ですが、今ある土地を工学系スタートアップビレッジ、デジタルビレッジというようなものをつくるのに集めるという動きがあります。三宅町では地域の自治会の同意書まで印鑑を押して持ってこられました。ここにぜひつくってほしいということです。アクセスのいいところでできたらと思っていますが、ほかの町との関係もあります。7月までにテーマを、例えば三宅町でデジタルビレッジをつくって、スタートアップビレッジをつくって、県立大学工学部を持っていく計画の柱を立てる作業をしています。大和平野中央のほかの町との調整がいるという段階です。

大和平野中央で工学部ができますと、大和中央道で昭和工業団地、あるいは京奈和自動車道で御所工業団地まで15分とか10分で行けるアクセスですので、大和平野中央というアクセスの立地がいいと思っています。

来年度から新学部の整備基本構想を策定し、雑駁にしか申し上げられませんでした。具体的な構想に仕上げていきたいと思っています。

○阪口委員 大和平野中央プロジェクトについては、以前このような資料を配付していただき、私もじっくり拝見しています。知事が言われるように、県内の高校生が県内の大学へ進学できて、また優秀な人材が県内で働くとなれば好循環につながると思います。奈良県は大阪のベッドタウンとして発展してきましたが、ベッドタウンでは今後は進んでいかないと私もその認識は一致しています。

そこで質問は2点なのですが、1点目は奈良県の人口が減っていき、生徒数も減っていく。ほかの自治体では大学の統廃合の動きがあります。そのような状況をどう認識されているのか。

もう1点は、工学系の優秀な教授を確保すれば生徒も集まってくるので、先ほど外国の先生の話もありましたが、やはり教授陣の確保が難しいのです。教授の確保について、質問いたします。

○荒井知事 2点ともとても大事な点です。今、国立大学の廃合はないのですが、統合して生き残ろうという動きは盛んです。奈良女子大学と奈良教育大学が一緒の統合法人になります。国立大学系の生き残りなのです。2つとも県立にすれば買いますよと言ったけれども、拒否されました。今、全国の統廃合の動きの中で、日本の高等教育は帝国大学から国立系大学が中心になって、地方の国立系大学をどんどんつくっていったのですけれども、それが今、行き詰まっているということです。

国立ですけれども、国の財政が回らなくなってきた。また、旧帝国大学と言われる大学に財政資源を集中しようという動きがありますので、地方の国立系大学はほったらかしという事情があるものですから、地方の国立系大学があたふたと経営統合する。だから内容は良くなるのかと聞いても、あまり返事ありません。保身ですねと言って冷やかしている、そのような状況にあります。これは人口減というのがありますが、むしろ人口減が直撃されているのは私立大学です。国立系大学は人口減になっても学費が安いものですから。高い学費を取っている私立系大学は人口減に直撃されて、その経営のほうが大変だと思います。

国立系大学は今ある職員をどれだけ維持するのか必死になっておられるようにお見受けします。統廃合の動きにどう対処するのか。県立化はどうですかとお勧めしても返事にもなりませんけれども、1つの対話があったということです。

今、国立系大学が地方で見放されているので、公立系大学に変わる動きもいろいろな地域で実はあるのです。公立系大学のほうが財政的には地方に交付税などで回ってくるのが多くなっている。余裕のある地方だったら、国立系大学で破綻しそうなところの面倒を見られる地方があるのです。人口減にも関わらずそのような動きがある。業界再編の動きとも見えるのですけれども、奈良県だけではないのですけれども、私立大学のほうが大変だと思うのですけれども。三郷町にある私立大学から、キャンパスを買ってくれないかという申込みもあります。山の上で不便だからお断りすると言って断った経緯があります。そのような動きは私立大学を中心にある。

今まで高等教育は近所に京都府、大阪府に多いし、奈良県になくても、お金を使わなくてもという牽制があったのですけれども、先ほど阪口委員がおっしゃったように、ベッドタウンだけではなかなか地域は発展しませんので、学も職もいるわけで、次世代の働く場所をつくらないと地域は繁栄しませんので、そこにやっと最近気がついてきたということです。気がついただけまだましだと思って、一生懸命働き場所をつくろう、働くのにいい人を育てようと必死になってやり始めたというのが実情です。県政としては、人口減になろうとやらなければいけないことであろうと思っています。その一環としての県立大学工学部とご理解願いたいと思います。

もう一つは、これも大事な点だと思いますが、教授が良くないといい大学にならない。そのとおりだと思います。特に工学系は、医学系もそうなのですけれども、いい教授がいるところに学生がよく見て、人が集中するのです。

医学系の動向として、奈良県立医科大学の偏差値が全国トップになりました。東京大学医学部と京都大学医学部と奈良県立医科大学と3つが理工系のトップなのです。偏差値だけで勝負するわけじゃない。どうしてそうなったのかということは、いい教育をしようという、いい先生が集まってきている。後の職場、病院をつくって、いい職場も確保できた。工学部も同じことだと言われていています。いい先生が来て、いい働き場をつくったら、二番煎じかもしれませんが、県立医科大学医学部のように相当人気のある工学部ができないかと願っています。

だから阪口委員お述べのようにいい教授が集まるようにというのが最大のポイントで、外国からも招きたい。ハーバード大学でもスタンフォード大学でも若手で超一流の人を何年かでも来てくれないかと言って声はかけてはいるのですけれども、まだ見つかっておりません。そのようないい教授のリクルートは必死で行いたい。カリキュラムよりもいい教授とっておられるとしたら、そのとおりで返事を差し上げたいと思うぐらいです。

○阪口委員 最後は要望です。知事の思いは十分私に伝わりました。計画どおりうまくいけばいいなと思います。

ただし、工学部の設置については多額の費用を要しますので、世の中の状況も鑑みて、状況を見ながら進めていただきたいというのが私の要望です。

○植村委員 それでは、私からも1点、質問をさせていただきたいと思います。

その前に、先日の17日の知事の記者会見を見させていただき、私も感動しました。特に奈良市の債権放棄に関することを検討しているということに関して、はっきりとおかしいことはおかしいと苦言を呈していただいた。このことに関して、県民の方々からも正しいことを言っていただいたという声が私にも本当に多く届いていますので、そのことをまずお伝えしておきたいと思います。

それでは、令和3年度当初予算案として本議会に提案されています市町村財政健全化に向けた財政支援、22億円についてお伺いします。

奈良県が発令中の財政重症警報の5市町村の団体の課題を抽出した財政カルテのうちで奈良市のものを見ますと、特に公債費が大きく上回っており、この原因は土地開発公社解散に伴う三セク債、約173億円の発行や、はぐくみセンター建設整備事業などにより、地方債の残高が増加したことにあり、このように診断されています。

さらにその問題の173億円という巨額の三セク債発行に至った理由について調べますと、奈良市土地開発公社経営検討委員会は最終報告で、必要性が極めて低い土地の買収あ

りきでの取得と、明らかに高額な買収価格での取得で借入れが膨張したためであり、当時の市長など市上層部の政治的責任は免れ得ないと、このように断じていることも分かっています。今回も大阪高等裁判所の判決からすると、まるで同じことを繰り返していると感じているわけです。

昨日の毎日新聞や奈良新聞の記事によりますと、17日に行われた知事の記者会見で、奈良市が建設中の新火葬場の用地買収を巡り、仲川げん奈良市長と地権者2人に対して計約1億1,640万円の損害賠償を請求するよう奈良市に命じた大阪高等裁判所の判決に対して不服に思っておられる仲川市長は、債権の放棄を検討していると、このようにありました。

そのことに対して知事は政治的にはとてもおかしいと疑義を呈したと記事にはありました。さらに、第三者が奈良市に迷惑をかけたのに、その賠償金を払わなくてもいいというのは、政治的にとてもおかしいと述べられ、例えば第三者が議会とのコネを理由に債権放棄してくれと言い、議会が分かったと応じれば議論が政治的な場に移ると、このように記事にはございました。私は、まさに知事のご指摘のとおりだと感じています。

一方、奈良市が債権放棄を検討中と報道されて以来、他市町村選出の同僚の県会議員からも、第三者の債権放棄をするような奈良市に貴重な県税で財政支援をしなければならないのかといったおしかりの声を頂いているわけです。私は県議会議員ですので、立場からすると、全県民の幸せのために活動していくのが本分であります。だから同僚議員の批判も当然だと思い、38市町村にお住まいの県民の皆様に対し、大変申し訳ないことに進んでいると憂えているわけです。

しかし、私も奈良市、山辺郡の皆さんから選出していただいている立場でもありますので、財政重症警報の奈良市を何とか正しい財政再建の方向に導いて、助けてほしいと切実に思うのであります。

そのようなことから、財政重症警報が出され、これから財政健全化を求められている団体である奈良市が請求権を放棄することは、奈良市以外の県民の理解を得がたいと考えるのですが、奈良市の財政健全化への支援を行うことについて、知事のご所見をお伺いしたいと思います。

○荒井知事 用地買収を巡って奈良市が時価の3倍で土地を購入したことは、不当な買収であった、損害賠償を市が市長と地主2人に共同で負担させなさいとする大阪高等裁判所判決が出たということは事実です。

その上で今後、どのように展開するのか。奈良市議会が市の債権放棄を議決するようなことが起こったときの県の財政支援の考え方というご質問だと理解しました。

まず、県が市町村の財政再建を応援するという経緯であります。奈良市も含む5市町ですが、奈良県全体の市町村の財政状況が悪い、経常収支比率という家計の収入と支出で比べる、経常収支比率が全国で最下位レベルです。その中でも2つの項目で比べていますが、奈良市はやはり悪い、重症警報相当ということです。

どのように県は応援するのかというと、再建の意欲をちゃんと持ってもらって実行してもらおう。具体的には5か年で経常収支比率を5ポイント下げることが約束してもらおうと、県は財政支援します。何もしないで金だけくれというのは困りますという仕立てにしているわけです。それは全部同じで、奈良市でも同じことです。そのときに議会の承認も得てくださいとなっています。

そのときに例えば今、奈良市の財政悪化の原因が公債費であっても、これから公債費を減じるというのはなかなか手立てとしては難しいので、普通は人件費をしばらく下げるとかいろいろなことをされています。経常収支比率を下げるために人件費を下げるよと議会在議決され、かつ市長の債権は放棄しますというのは、矛盾したことになりませんか。これは市議会の話ですけれども、財政再建を応援する立場からも、市議会がどのように判断されるのかだと思う。そのときに必要なのは説明責任。私ども県は何の権限もありませんけれども、市民の方にどういう説明をされるのかが一番大事かと思えます。

市長と地主2人に対する請求権放棄というのは議会で判断されるわけですが、今まで、放棄するか、取るの2つ事例があります。それをよく見て判断されると思うのですが、今度の高等裁判所の判決で初めてのケースが1つあります。それは市長だけではなく第三者にも負担の責任が入っている。市の議決が第三者にも及ぶのか。民間人に対して市が、あなた高く買わせたと判決が出たけれども、求償しないことを市議会が議決したときに、そのような議決がそもそもできるのか。したとしても効果がその人に及ぶのか。市長はいいよ、あなたは出しなさいという違う言い方ができるのか。これは市議会の判断になりますけれども、法的な面でも世情の興味を呼ぶ事例だと思っています。

最高裁判所の判決が出たときに市議会がそれを覆すようなことは、政治的な理屈の説明責任が要ると思えます。財政支援するかしないかにも関わりますけれども、市民がどう解釈されるのかということになってくると思えます。そのような議会の請求権放棄の議決の動きを見ながらということですが、県の財政支援自体は請求権放棄ということよりも、経

常収支比率を5年間で5ポイント下げる計画を出していただくと発動するということになっていますので、そのようにはしたいと思います。

請求権の動きは少し感想めいたことを申し上げましたけれども、例えば職員の給料を下げますと言って、市長の請求権はいいよと言ったときに有効かもしれませんが、県の財政支援は5年間で5ポイント下げることですとお約束してきています。しかし、市民のご判断にはなろうかと思っています。私ども県、あるいはこの議場を越えた話だと思いません。関係をどう考えるのかというご質問でもありましたので、そのように見立てていただきますとご説明を申し上げた次第です。

○植村委員 状況も知事のお考えもよく理解できましたので、今後とも財政再建のご指導をお願いしたいと思っています。ぜひこれは要望とさせていただきたいと思います。

今回このような状況になってきたことに関しても、我々県議会としても財政再建をやってくださいとお願いしながら、奈良市でそのようなことが現実に起ころうとしている状況です。どうしていったらいいのかという部分を私たちも県民の皆様にもしっかりと説明できるようにやっていきたいと思い、質問を終わらせていただきます。

○小村委員 今回の予算審議の中で^⑧市町村域を超えた広域的なまちづくりが対象に加えられ、要点を見ますと、広域行政を知事はずっとしていただいております、国民健康保険の問題、水道会計、奈良モデルでのごみ焼却場など、市町村合併がなかなかできなかった奈良県で、知恵を出して奈良モデルという形で広域行政をしていこうというところは、大事なことですし、やっていかなければならないことだと思っています。

その中で今回、県と西和地域の7町で広域的なまちづくりの協議がもう始まっているのですが、今回は多部局にわたりますので、西和医療センターの移転も含め、現在の状況についてまずお聞かせください。

○荒井知事 西和地域の7町との大変建設的な会議が始まりました。今まではなかなか難しかった。小村先生のおかげですよと言ってもいいぐらい政治状況が変わったと思います。それは大変うれしく、このチャンスに西和7町にいいことが発生すればと思っています。

目玉と言ってもいい1つが、王寺駅前の再開発、病院を軸にした駅前づくりです。今まで留置線が随分ありますので、留置線を全部移転して、そこに病院を持ってくるという構想で、JR西日本と交渉していました。途中で三代川のところを思ったのですが駄目で。

JR西日本は、畠田はどうかとあって、事業費を計算すると100億円ぐらい損する。王寺町も負担しないだろうし、そこに移転のために100億円を負担するのか、小さなとこ

ろだから理由も立たないのです。実はその時点で断念しました。

しかし、最近、改めてＪＲ西日本とほかのいろいろな構想について協議したとき、ＪＲ西日本から王寺町の病院の移転はまだ諦めていませんかと向こうから言ってきたのです。いや、諦めていないけれども土地が…と言ったら、相談に乗りますと言われた。ＪＲ西日本の土地が留置線以外に少しあるのです。これはまだ確定していませんけれども、それが出ると少し広がるしいいなということです。ＪＲ西日本はまだ諦めてはいません。病院移転の構想がまだ生きているならばもう少し相談しましょうと。それで土地を見て、平井王寺町長とそのような申出があったけれども、きちんとセットできるだろうかといって再起動したのが経緯で、これは大変いい話です。

そうしますと、留置線は全部移転ではないのですが、南のほうだけでも病院などいろいろできる可能性があります。南のほうに例えば留置線にかからなくて、ＪＲ西日本の用地が僅かでも北に行けたとするならばということです。ＪＲ西日本の敷地の提供次第で町の様子が全然変わってくるのです。そうしますと、西和医療センターの移転、広場、それから商業施設などが可能になってくると思っています。それをＪＲ西日本と一緒に検討したい。商業施設、宿泊施設ということもあり得ると思っています。

そうしますと、清水議員も洪水が心配とおっしゃっています。新横浜の奥にある日本一大きいサッカースタジアムは遊水地になっています。相模川の水があふれたら下に流し込みます。だから駐車場にはピロティがあって、自動車がなくなれば遊水地となります。王寺町でも念のために水が入らないように遊水地対策をするのですが、万が一、２００年に一度の洪水が来たときに備えて、被害がないように、１階部分、場合によっては２階部分、ピロティという駐車場、駐輪場を建物の下に置く構想もあると思っています。そのような形で洪水対策をした上で、病院、広場も地上だけではなく、自由通路から出てきたときに２階の広場が、左に行けば商業施設、真っすぐ行けばホテル、右に行けば病院といったような、あそこは結構マンションが建っていますので、そのようなことも考えられると思います。

そのような絵姿だけですけれども、ＪＲ西日本の反応がありましたので、それを少し詰めていこうかと、間もなく第２回目か３回目の町との勉強会をしたいと思っています。それと、そのときに病院の移転があれば効率がすごく上がってくると思いますけれども、病院機能をどうするかということも並行して、勉強しています。

高度な救急や急性期は、奈良県総合医療センターがありますので、そちらを頼っても大

丈夫かなと、西和医療センターは二次救急ということでも大丈夫かなと思います。

もう一つ拡充したいのは、地域包括ケアと高齢者が増えてくるときに面倒見のいい病院として展開していくと、ほかの町にとってもいいと思うのでそのような構想で詰めていきたい。一部でもそのような交渉が詰まってくると、相当いい構想になることを期待しています。

○小村委員 現在の状況について知事からご答弁いただきまして、理解しました。

知事の耳に入れておきたいのは、安堵町で住民側と国の治水の計画変更があり、これから治水の面で遊水地の住民説明会をしていかなければいけない状況になっていますので、治水のことは王寺町の西和医療センターの移転にも関わってきますので、安堵町が終われば今度は斑鳩町で2つありますので、今、斑鳩町も頑張っただけで遊水地について、地元交渉等も国土交通省と一緒にやっていますので、そのことだけまた担当から伝え聞いていただければと思います。

今回、広域的なまちづくりの様々な状況の中で、ミクロの視点とマクロの視点があって、知事から見たマクロの視点でのいい状況と、各市町村のミクロの視点から見たいい状況が違った場合、ミクロの市町村がそれは違うのではないかなった場合、具体的に例えば、この間の一般質問でもありましたけれども、水道会計を計算したときに奈良市もあまりプラスにならないという試算が出たとします。そうなった場合、ミクロの視点でいうと、奈良市としてそれは無理だといった場合に、ほかの周りの市町村がせつかく広域になって行政の効率化になるというのに、市町村が何個か抜けて、ボリューム感がなくなってくると、そもそもやる意味がなくなってしまう状況ができてくるのではと思うのです。

そういった場合に備えて、例えばミクロに支援しながらも、やはりボリューム感があることをして、県全体の行政効率を良くするというような考え方。ミクロとマクロの視点、ねじれた行政の誤謬が起きたときに、どのように考えられるのかお示しいただければと思います。

○荒井知事 インフラであれば、例えば水道一元化とか、あるいは国民健康保険の県営化ということになると、広域経営は大概うまくいけばメリットがあるのですが、現状、市町村経営になっているものを統合すると、これだけ得するのと、これだけしか得しない、広域経営するという観点からすると、まちづくりについてもそうなのですけれども、損するところは仲間に入らなくていいですよというのが原則です。

みんなこれだけ得する、これはなかなか難しい。これだけしか得しない、それでもウイ

ン・ウインであることは間違いない、これだけでも得するのだから、隣の町はこれだけ得する、あまり嫉妬しないでおけば済むだけの話だから、損はしないのだからというふうに説得しているわけです。

水道の広域経営については、みんな得するところだけは入っていらっしやいと。そのときに持ち込むのは、大和郡山市のようにいいところだけ隠して悪いところを持ち込む、これは駄目ですよ、みんな収まりませんのでということです。それは広域経営の話で、より難しいのですが、奈良県はそれでも国民健康保険の県営化とか割とうまくいっています。

小村委員がおっしゃった広域まちづくりというのはもう少し現実的で、いろいろなことを考えられる。広域まちづくりはあまりバッティングするところはないのです。昔のようにあそこが公民館を建てたからうちも建てようという張り合いはないのです。そういうものを建てると国から補助が出たときに、補助金の奪い合いになったのですけれども、今はあそこに建てたら一緒に使わせてもらおう、あそこに工場があったらうちは住宅を建てよう、病院が1つあったらみんなで利用しようという雰囲気になっていて、これは大変いいことです。

合併しなくてもそのようなことができるというのが奈良モデルの基本になってきて、それを県がつなぎ合わせ、餅を練るように一生懸命練っていることで効果が随分出てきています。

西和地域のまちづくりでも効果が出ると思います。工場、産業、要所等道のつなぎ方、京奈和自動車道をどう使うのか、西名阪自動車道をどう使うのか、第二阪奈道路はどう使うのかという、生駒郡においてもそのような観点からまちづくりをやる。それを2年間勉強しましょう。そのときの1つのポイントは土地利用なのです。土地利用をどのようにするか。俺の所だけ何とかというのは無理ですから。それこそミクロの利用がマクロの利用効果アップにつながります。ここでネギを作らなくて、向こうでネギを作られたら効果を上げますという説得に応じてさえいただければというようなのが実感です。

そのときに町でテーマを決めましょうということから、まちづくりの主体は国から国土利用計画が下りてくるので、地域でマスタープランをつくって、それをモザイクでつなぎ合わせていい画にしましょう。これは奈良県が初めてのことです。それに国でも賛成していただいている。早くいい画をつくった地域が勝ちというぐらいの勢いですので、いろいろ議論を始めている中で、いい画を出してこられるところは早くしたほうがいい。

大和平野中央プロジェクトなどはいい例なのです。少し呼びかけてやったら、大和平野

中央にすごい迫力のある画ができてきそうな気がしますので、そのときに土地の利用をこのようにしようと、自治会や農地保有者、首長がちゃんとやればできます。大和平野中央プロジェクトはすごくいい画になってきている。西和地域も希望が持てます。持てないところもありますけれども、それは進捗を見るとよく分かります。少しでもいいモデルができるとすばらしいと思っています。努力したいと思います。

○小村委員 一番初めに私のおかげで西和地域も変わったと言っただき、ありがとうございます。これからも土地のことに関しても、一町の中でという単位では、まちづくりのバランスが取れないかもしれませんが、王寺駅を核としたまちづくりの中で、あそこは農村部だ、あそこは工業地帯だ、ここは住宅地だという線引きをすることによって、核としたまちづくりができてくるというご答弁であったと思います。

私自身も知事がずっとおっしゃっているように、そのためには土地の管理の強い奈良県で住民に説得を試みないといけないと思っています。その点でもまた汗をかかせていただきたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いします。

○中村委員長 それでは、これをもちまして理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案につきまして、各会派の委員の意見を求めます。

○樋口委員 自由民主党として、本委員会に付託されている全議案に賛成いたします。

○西川委員 自民党奈良は、今予算審査特別委員会に付託された全ての議案に賛成をさせていただきます。

○阪口委員 付託議案について賛成です。

○猪奥委員 付託されました全ての議案に賛成します。

○太田委員 私たちは議第1号については、教職員定数を減らす予算、NAFIC、2,000メートル級の滑走路を含む大規模広域防災拠点など認められないということから、反対です。

議第14号も国民健康保険は国庫負担金が下がり、納付金が上がっていることから認められないため反対です。

議第104号については、平城宮跡利活用推進事業はコロナ禍で行うべきではないと判断しました。この3つの議案だけ反対、あとは賛成です。

○佐藤委員 日本維新の会を代表して意見を申し上げます。予算審査特別委員会に付託されました令和3年度議案、令和2年度補正予算などについては、不断の再評価と点検を繰

り返されるよう要望します。さらに新規事業であるNAFICセミナーハウスの運用に当たっては、県有施設としての効果を非常時も含め発することができること、リニューアルされる奈良まほろば館に当たっては、奈良県の魅力を十二分にアピールできる施設の運営体制とされるようご意見を申し上げ、付託された議案に賛成します。

○山中委員 公明党も付託を受けました全議案に賛成させていただきます。

○川口副委員長 自民党絆としても、予算審査特別委員会に付託された全ての議案に賛成します。

○中村委員長 それでは、これより付託議案についての採決を行います。

初めに、日本共産党より反対意見がございましたので、当該議案について一括して起立採決により採決を行いたいと思います。

令和3年度議案、議第1号、議第14号並びに令和2年度議案、議第104号について、原案どおり可決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席を願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議案3件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

令和3年度議案、議第2号から議第13号、議第15号及び議第16号並びに令和2年度議案、議第105号、議第112号から議第117号及び報第35号中当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案22件については、原案どおり可決または承認することに決しました。

以上で議案の審議を終わります。

次に、委員長報告についてでございますが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

○太田委員 反対討論させていただきます。よろしくお願いします。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載せず、反対討論をしていただくこととします。よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、3月24日水曜日の本会議で私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、去る3月9日に設置された予算審査特別委員会は、委員各位のご支援、ご協力により滞りなく全議案を終了することができました。ここに心から厚く御礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

それではこれもちまして、予算審査特別委員会を終了します。